

2023 年度青年研修 マレーシア「地方行政・消費者行政/教育」(202210386)
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

マレーシア「地方行政・消費者行政/教育」(202210386) コース

(2) 研修受入期間(予定) 2023年9月～2024年2月のうち18日間程度(予定)

【技術研修期間】 上記のうち来日日、離日日を除く15日程度。

※やむを得ず遠隔研修として実施する可能性が出た場合には、契約交渉や個別協議において実施形態を検討します。

(3) 研修員(予定)

- 定員 19名
- 研修割当対象国()内は予定人数
マレーシア(19名)
- 研修対象組織 日本の消費者庁の役割を担う中央省庁や地方行政団体、
JICA プロジェクトのカウンターパート機関および関連団体
- 研修対象者 22～35歳程度の上記対象組織職員

(4) 研修使用言語 英語

(5) 研修の背景・目的

青年研修は1983年に日本がASEAN諸国と共に提唱した「21世紀のための友情計画」に基づき、1984年度から開始された「青年招へい」事業が、2007年度から、各国の開発課題により関連付けた研修として改編されたもの。近年では、ASEAN地域のみならず、アジア・アフリカ・中南米・大洋州・中東等の開発途上国の将来の国づくりを担う若手行政官や20～35歳までの青年リーダー層を対象に、各分野において、日本の有する技術・知識を学ぶための研修事業として実施している。

本案件は、ASEAN地域(マレーシア)における消費者行政/教育分野における将来の国づくりを担う若手人材の育成に関し、先方政府から要請があったものである。

(6) 案件目標

中央省庁職員や自治体職員が、地方行政や地域活性化に関する知見を得、それらを生かしたアクションプランが作成され、所属組織で提案される。

(7) 単元目標（アウトプット）

- 研修員の所属組織における行政手法の現状と課題が整理され、当該分野における日本の知見や社会的背景を理解する。
- 地域開発の現場や自治体の取り組みについて現場視察や関係者との意見交換を通じ、関係機関の役割や連携、その影響について理解する。
- マレーシアの課題に焦点を当て、その課題解決に向けたアクションプランを作成する。

(8) 対象国の要望

- 世界的な健康危機等によるグローバル市場の不安定はマレーシアのビジネス界にも影響を及ぼしており、これを背景にした消費者の様々な要求を踏まえて消費者行政を改善していく必要がある。本研修において日本の消費者行政の発展や知見を深く学び、マレーシアの発展に活かしていきたい。

(9) 研修プログラム作成上の注意

- 研修期間のうち以下のプログラムを含める。ただしプログラム内容によって時間や実施日が前後することがある。
 - ① ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌営業日、約 2 時間
受入事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等の説明、
 - ② プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：来日翌営業日、約 1 時間
当該研修の関係者紹介、研修員の自己紹介、案件目標や単元目標の説明、全体日程、その他必要事項について研修員に説明をする。なお、JICA 四国センターは主に JICA 研修事業や国内拠点を含む説明を、受託団体は実際の研修内容と関連した項目についてそれぞれ説明するものとする。
 - ③ 評価会・閉講式：研修最終日、約 1.5 時間
評価会では研修員より研修全体の内容について質問票を配布し、回答内容について研修員、受託団体、JICA で聞き取りを行い、次年度以降の研修実施に向けての改善方法を協議する。また閉講式では受託団体、JICA 代表より祝辞を述べるほか、修了証の授与、研修員代表の挨拶、記念撮影などを執り行う。
 - ④ 関係者間振り返り：研修最終日、約 1 時間
受託団体、JICA 関係者同席のもと、準備、実施において課題となった点について協議する。
③・④については協議内容を業務完了報告書内に記載するものとする。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日（予定）

- 本期間は契約交渉をもとに契約相手方と協議の上決定する。
- この期間には事前準備・事後整理を含む。

- 上記履行期間外の業務報酬、支出等に関しては精算の対象とならない。

(2) 業務概要

- 来日または遠隔研修の準備・実施
- 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 講師・見学先・実習先・研修教材作成に必要な撮影先や情報収集先の選定
- 講義依頼、講師 派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 講師・見学先・研修教材作成に必要な関係先や情報収集先への連絡・確認
- JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 講義室・会場等の手配
- 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 研修教材、テキストの選定及び作成、準備（翻訳・印刷業務を含む）
- 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 講師・見学先・研修教材作成に必要な関係先や情報収集先への手配結果の報告
- 研修監理員との連絡調整
- プログラムオリエンテーションの実施
- 研修員の技術レベルの把握
- 研修員からの技術的質問への回答
- 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 閉講式実施補佐
- 研修監理員からの報告聴取
- 講師・見学先・研修教材作成に必要な関係先や情報収集先への謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 業務提出物、業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 研修員及び同行者の移動にかかる手配

3. 留意事項

- (1) 当機構は本研修実施にあたり、英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受け入れ事業において、JICA、研修員および研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します。

(委任契約)

研修監理員は JICA との上記委任契約により、業務内容の指示は JICA が行います。
研修監理員との調整においては事前に JICA への情報共有を徹底してください。

- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行に係る国内移動、宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受け入れ事業、及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

2023 年度青年研修 大洋州/アフリカ（混成）「資源管理型漁業」（202210403）
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

大洋州/アフリカ（混成）「資源管理型漁業」（202210403）コース

(2) 研修受入期間（予定） 2023 年 9 月～2024 年 2 月のうち 18 日間程度（予定）

【技術研修期間】 上記のうち来日日、離日日を除く 15 日程度。

※やむを得ず遠隔研修として実施する可能性が出た場合には、契約交渉や個別協議において実施形態を検討します。

(2) 研修員（予定）

- 定員 10 名
- 研修割り当て対象国（（）内は予定人数）
パプアニューギニア(3)、サモア(1)、パラオ(1)、クック諸島(2)、マーシャル(1)、
カーボベルデ(1)、モロッコ(1)
- 研修対象組織 中央省庁や地方行政団体、JICA プロジェクトのカウンターパ
ート機関および関連 NGO 団体
- 研修対象者 22～35 歳程度の上記対象組織職員

(3) 研修使用言語 英語

(4) 研修の背景・目的

青年研修は、1983 年に日本が ASEAN 諸国と共に提唱した「21 世紀のための友情計画」に基づき、1984 年度から開始された「青年招へい」事業が、2007 年度から、各国の開発課題により関連付けた研修として改編されたもの。近年では、ASEAN 地域のみならず、アジア・アフリカ・中南米・大洋州・中東等の開発途上国の将来の国づくりを担う若手行政官や 20～35 歳までの青年リーダー層を対象に、各分野において、日本の有する技術・知識を学ぶための研修事業として実施している。

本案件は、大洋州・アフリカ地域農林水産分野における将来の国づくりを担う若手人材の育成に関し、先方政府から要請があったものである。

(5) 案件目標

- 日本の漁業と水産資源管理の経験と社会的背景を理解する
- 漁業資源管理のための産学官の取り組みを知る

- 関係者との意見交換を通じて相互に学び合い、課題解決に向けた意識が高まる

(6) 単元目標（アウトプット）

- 環境に配慮した持続的漁業を行う自治体・団体の取組を中心に、水産資源管理の基本的な知識を習得する。
- 現場視察、関係者との意見交換等を通じ、当該分野における日本の経験又は社会の背景等を理解する。
- 日本の漁村地域における地域振興のための行政政策や漁民組織の取組を理解する。

(7) 対象国の要望

- パプアニューギニア：同国近海はマグロなどが豊富な漁場であり、政府は地元の漁師の収入を増やすために沿岸漁業を推進しているが、水産資源に対する理解と適切な管理が問題となっている。効果的かつ適切な漁業資源管理を学び、持続可能な漁業に向けた取り組みに対する意識の向上が課題となっている。
- パラオ：同国は広大な排他的経済水域を有しており、広大な海域から得られる漁獲物は最も有望な資源の一つとなっていることから、持続的な漁業資源管理の実施が必要とされている。
- クック諸島：収入源や食料安全保障の観点から、沿岸地域の漁業資源が注目されている。近年、漁獲高の増加や環境の変化により、沿岸資源が減少傾向にあり、関係者を巻き込んだ資源管理型漁業に取り組んでいくことが求められている。
- マーシャル：漁業は入漁料を中心に国家財政の貴重な収入源となっており、資源管理および漁業資源の高付加価値化が課題となっている。
- カーボベルデ：同国の第一次産業において水産業の占める比率は大きく、漁業資源の持続的活用が課題となっている。
- モロッコ：農水産業セクターの付加価値・生産性の向上等が急務となっており、同産業の競争力強化に対する支援が求められている。

(8) 研修プログラム作成上の注意

- 研修期間のうち以下のプログラムを含める。ただしプログラム内容によって時間や実施日が前後することがある。
 - ① ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌営業日、約2時間
受入事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等の説明、
 - ② プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：来日翌営業日、約1時間
当該研修の関係者紹介、研修員の自己紹介、案件目標や単元目標の説明、全体日程、その他必要事項について研修員に説明をする。なお、JICA 四国センターは主に JICA 研修事業や国内拠点を含む説明を、受託団体は実際の研修内容と関連した項目についてそれぞれ説明するものとする。

- ③ 評価会・閉講式：研修最終日、約 1.5 時間
評価会では研修員より研修全体の内容について質問票を配布し、回答内容について研修員、受託団体、JICA で聞き取りを行い、次年度以降の研修実施に向けての改善方法を協議する。また閉講式では受託団体、JICA 代表より祝辞を述べるほか、修了証の授与、研修員代表の挨拶、記念撮影などを執り行う。
- ④ 関係者間振り返り：研修最終日、約 1 時間
受託団体、JICA 関係者同席のもと、準備、実施において課題となった点について協議する。
- ③・④については協議内容を業務完了報告書内に記載するものとする。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日（予定）

- 本期間は契約交渉をもとに契約相手方と協議の上決定する。
- この期間には事前準備・事後整理を含む。
- 上記履行期間外の業務報酬、支出等に関しては精算の対象とならない。

(2) 業務概要

- 研修の準備・実施
- 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 講師・見学先・実習先・研修教材作成に必要な撮影先や情報収集先の選定
- 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 講師・見学先・研修教材作成に必要な関係先や情報収集先への連絡・確認
- JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 講義室・会場等の手配
- 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 研修教材、テキストの選定及び作成、準備（翻訳・印刷業務を含む）
- 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 講師・見学先・研修教材作成に必要な関係先や情報収集先への手配結果の報告
- 研修監理員との連絡調整
- プログラムオリエンテーションの実施
- 研修員の技術レベルの把握
- 研修員からの技術的質問への回答
- 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 閉講式実施補佐

- 研修監理員からの報告聴取
- 講師・見学先・研修教材作成に必要な関係先や情報収集先への謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 業務提出物、業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 研修員及び同行者の移動にかかる手配

3. 留意事項

- (1) 当機構は本研修実施にあたり、英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受け入れ事業において、JICA、研修員および研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します。（委任契約）
研修監理員はJICAとの上記委任契約により、業務内容の指示はJICAが行います。研修監理員との調整においては必ずJICAへの情報共有を徹底してください。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行に係る国内移動、宿泊については、当機構が別途委託している両行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受け入れ事業、及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

2023 年度青年研修 中南米（混成）「農業・農村開発 B」（202210405）
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名

中南米（混成）「農業・農村開発 B」（202210405）コース

(2) 研修受入期間（予定） 2023 年 9 月～2024 年 2 月のうち 18 日間程度（予定）

【技術研修期間】 上記のうち来日日、離日日を除く 15 日程度。

※やむを得ず遠隔研修として実施する可能性が出た場合には、契約交渉や個別協議において実施形態を検討します。

(3) 研修員（予定）

- 定員 12 名
- 研修割当対象国（（）内は予定人数）
 - ・アルゼンチン（1） ・ウルグアイ（1） ・エクアドル（2）
 - ・コスタリカ（1） ・ニカラグア（2） ・ペルー（1）
 - ・ホンジュラス（2） ・ブラジル（1）
- 研修対象組織 農業・農村開発に携わる中央省庁や地方行政団体、JICA プロジェクトのカウンターパート機関および農業関連団体
- 研修対象者 22～35 歳程度の上記対象組織職員

(4) 研修使用言語 スペイン語

(5) 研修の背景・目的

青年研修は 1983 年に日本が ASEAN 諸国と共に提唱した「21 世紀のための友情計画」に基づき、1984 年度から開始された「青年招へい」事業が、2007 年度から、各国の開発課題により関連付けた研修として改編されたもの。近年では、ASEAN 地域のみならず、アジア・アフリカ・中南米・大洋州・中東等の開発途上国の将来の国づくりを担う若手行政官や 20～35 歳までの青年リーダー層を対象に、各分野において、日本の有する技術・知識を学ぶための研修事業として実施している。

本案件は、中南米地域の農業・農村開発分野における将来の国づくりを担う若手人材の育成に関し、先方政府から要請があったものである。

(6) 案件目標

- ・日本の農業・農村開発分野の経験や社会的背景、農業・農村志向の具体的事例を理

解する。

- ・関係者との意見交換を通じて相互に学び合い、課題解決に向けた意識が高まる

(7) 単元目標（アウトプット）

- ・農業・農村開発に関する日本の経験や技術（農村振興、スマート農業、農業技術革新など）、四国地域の農村振興、地域自治体の現状について理解する。
- ・地方農村地帯や地域振興の現場視察、農業関係者や研修員との意見交換を通じ、課題解決の具体事例について理解を深める。
- ・農村振興のための知識や技能を習得し、自国の課題に対する実現可能な具体的方策を提案する。

(8) 対象国の要望

- ・ウルグアイ：開発協力重点分野である民間セクター開発への支援やビックデータを活用した栽培管理の適正化、ICTを活用した作業効率化技術開発・普及に関する内容について関心が高い。
- ・エクアドル：農業が主要産業ありながら栽培技術の不足、限定的な市場アクセス等の課題を抱えており、農家の生計は向上していない。日本の農業・農村開発分野の経験や手法を学び、エクアドルの農業・農村開発振興に向けた具体的な活動につなげるきっかけとなるプログラムを期待する。
- ・コスタリカ：農村部の貧困、高い失業率、都市部との技術格差などの問題解決が大きな政策課題の一つとなっている。ICTを活用した日本の先進的なスマート農業やアグリビジネスへの理解を深めることは、同国のこの問題の解決に貢献することになるでしょう。SICAの農村開発・農業に関する専門家、地場産業開発に関するボランティア。
- ・ニカラグア：農業部門が直面している弱点は、質の高い生産、多様化、付加価値であり、特に専門学校において、質の高い教育の提供や農業セクター改善に資する人材の育成が求められている。JICAボランティアプログラムと関連し高度人材の育成のため、日本の農業システムに関する内容を希望する。
- ・ブラジル：以前として持続的な農業開発が大きな課題となる中、技プロジェクトでは精密・デジタル農業の活用・発展に向けた支援を計画している。若手の農業関係者や行政官の育成のため、日本の具体事例に触れることが重要と考えている。
- ・その他対象国においては、主要な経済活動として中央政府が農村および農業開発への支援を進めている。日本の農村開発の歴史や知見を得て、自国の発展に寄与する人材の育成を主眼とするプログラムの策定を希望している。

(9) 研修プログラム作成上の注意

- ・研修期間のうち以下のプログラムを含める。ただしプログラム内容によって時間や実施日が前後することがある。

- ① ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌営業日、約 2 時間
受入事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等の説明、
- ② プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：来日翌営業日、約 1 時間
当該研修の関係者紹介、研修員の自己紹介、案件目標や単元目標の説明、全体日程、その他必要事項について研修員に説明をする。なお、JICA 四国センターは主に JICA 研修事業や国内拠点を含む説明を、受託団体は実際の研修内容と関連した項目についてそれぞれ説明するものとする。
- ③ 評価会・閉講式：研修最終日、約 1.5 時間
評価会では研修員より研修全体の内容について質問票を配布し、回答内容について研修員、受託団体、JICA で聞き取りを行い、次年度以降の研修実施に向けての改善方法を協議する。また閉講式では受託団体、JICA 代表より祝辞を述べるほか、修了証の授与、研修員代表の挨拶、記念撮影などを執り行う。
- ④ 関係者間振り返り：研修最終日、約 1 時間
受託団体、JICA 関係者同席のもと、準備、実施において課題となった点について協議する。
③・④については協議内容を業務完了報告書内に記載するものとする。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日（予定）

- 本期間は契約交渉をもとに契約相手方と協議の上決定する。
- この期間には事前準備・事後整理を含む。
- 上記履行期間外の業務報酬、支出等に関しては精算の対象とならない。

(2) 業務概要

- 研修の準備・実施
- 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 講師・見学先・実習先・研修教材作成に必要な撮影先や情報収集先の選定
- 講義依頼、講師 派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 講師・見学先・研修教材作成に必要な関係先や情報収集先への連絡・確認
- JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 講義室・会場等の手配
- 使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- 研修教材、テキストの選定及び作成、準備（翻訳・印刷業務を含む）
- 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 講師・見学先・研修教材作成に必要な関係先や情報収集先への手配結果の報告

- 研修監理員との連絡調整
- プログラムオリエンテーションの実施
- 研修員の技術レベルの把握
- 研修員からの技術的質問への回答
- 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 閉講式実施補佐
- 研修監理員からの報告聴取
- 講師・見学先・研修教材作成に必要な関係先や情報収集先への謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 業務提出物、業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却
- 研修員及び同行者の移動にかかる手配

3. 留意事項

- (1) 当機構は本研修実施にあたり、英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受け入れ事業において、JICA、研修員および研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します。（委任契約）
研修監理員はJICAとの上記委任契約により、業務内容の指示はJICAが行います。研修監理員との調整においては事前にJICAへの情報共有を徹底してください。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行に係る国内移動、宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受け入れ事業、及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html